

迷走！ 仲戸川裁判長 証人調べを不当に制限 (民事5部)

証人取り消しを撤回したものの… 尋問時間 1/3 以下

当初決定どおりの証人調べをなぜしない?!

	9・25決定		理由なく短縮
証人A	180分	→	40分
証人B	180分	→	40分
証人C	60分	→	40分

暴走のつぎは迷走！——千葉地裁民事5部・仲戸川裁判長の訴訟指揮は、まったく常軌を逸しているといしか言いようがありません。

●「国民に開かれた裁判所」は大ウソ

仲戸川裁判長は、裁判官忌避申立のさなかに欠席裁判を強行しました。被告不在の法廷で、すでに決定した証人3人を理由なく取り消しました。この暴挙に対して、私たちは立証活動をはく奪する偏った審理の暴走だと、強く抗議しました。

このあまりに不当な指揮はさすがに通用せず、裁判長は、証人取り消しを撤回しました。撤回は当然です。

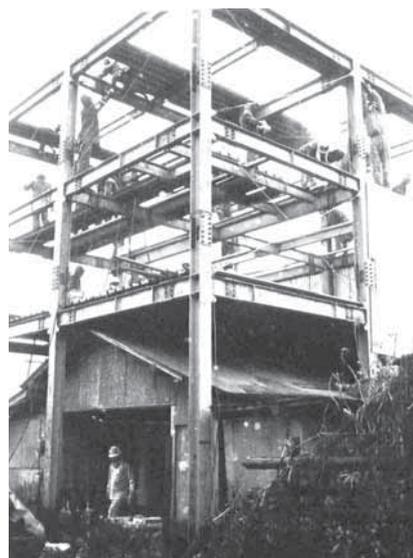
ところがなんと、こんどは尋問時間を理由なく大幅短縮。すでに決定した時間の3分の1以下にしたのです。

法に基づくはずの裁判所が、恣意の欲するままにころころ変わる！ まるで専政君主のごときふるまいは言語道断です。

●「始めに結論ありき」の国策裁判

この裁判の争点は地上権。そのための実地検証は不可欠です（解説参照）。裁判長は「検証は証人調べの後で検討する」と言いました。ところが決定した証人を勝手に取り消し、抗議して撤回したものの時間を勝手に削りとり、ついには検証もやらずじまい。かたや原告・空港会社の証人には、偽証をゆるす尋問形式（ビデオリンク）の採用です。

「始めに結論ありき」の偏った裁判など絶対に認められません。ともに抗議の声を！！



(1988年建設中を撮影)

鉄骨建物の中には、登記された木造建物がある。これは地上権立証のための重大事実。裁判長は実地検証をせず、証人調べを制限して闇に葬ろうとしている。

【解説】

天神峰現闘本部裁判とは……

■この裁判は、成田空港の欠陥のひとつである「へ」の字に曲がった誘導路をめぐる事件です。建設予定地の建物を撤去しようとして、2004年3月に空港会社が所有者の反対同盟を相手に起こしました。

■最大争点は、地上権（反対同盟が土地を使用する正当な権利）の成否です。

■これを立証するためには①建物の二重構造（登記された木造建物の存在）を確認するための実地検証、②旧地主（石橋政次氏）の念書や地代の領収証と、そのための公正な証人調べが必要です。

■ところが仲戸川裁判長は、実地検証を拒否、最重要証人の尋問にも偽証をゆるす不当な指揮にふみきました。

■私たちは、裁判官忌避を申し立て闘っています。